様式第１号別紙

西目屋村移住支援事業移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　西目屋村移住支援事業移住支援金に関する報告及び立入調査について、青森県及び西目屋村から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、西目屋村移住支援事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金又は地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金又は地方就職支援金の申請日から３年未満に西目屋村から県外に転出した場合：全額

（３）西目屋村移住支援事業移住支援金に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に西目屋村から県外に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

３　移住支援金の支給を受けた後に実施される西目屋村からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

あおもり移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　青森県及び西目屋村は、西目屋村移住支援事業移住支援金の実施に際して得た個人情報について、青森県及び西目屋村村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、青森県及び西目屋村は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業及び地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。